

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和5年7月1日より

(個室)

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	573	22	6	13	22	636	320	300	1,256	37,680
	第2段階							420	390	1,446	43,380
	第3段階①							820	650	2,106	63,180
	第3段階②							820	1,360	2,816	84,480
	第4段階							1,171	1,660	3,467	104,010
要介護2	第1段階	641	22	6	13	22	704	320	300	1,324	39,720
	第2段階							420	390	1,514	45,420
	第3段階①							820	650	2,174	65,220
	第3段階②							820	1,360	2,884	86,520
	第4段階							1,171	1,660	3,535	106,050
要介護3	第1段階	712	22	6	13	22	775	320	300	1,395	41,850
	第2段階							420	390	1,585	47,550
	第3段階①							820	650	2,245	67,350
	第3段階②							820	1,360	2,955	88,650
	第4段階							1,171	1,660	3,606	108,180
要介護4	第1段階	780	22	6	13	22	843	320	300	1,463	43,890
	第2段階							420	390	1,653	49,590
	第3段階①							820	650	2,313	69,390
	第3段階②							820	1,360	3,023	90,690
	第4段階							1,171	1,660	3,674	110,220
要介護5	第1段階	847	22	6	13	22	910	320	300	1,530	45,900
	第2段階							420	390	1,720	51,600
	第3段階①							820	650	2,380	71,400
	第3段階②							820	1,360	3,090	92,700
	第4段階							1,171	1,660	3,741	112,230

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数) に、8.3%が加算されます。
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数) に、2.7%が加算されます。
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数(1ヶ月の合計単位数) に、1.6%が加算されます。
- ◎療養食加算 療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎安全対策体制加算 入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I)
 - 死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
 - 死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
 - 死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
 - 死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和5年7月1日より

(個室) 第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	22	6	13	22	636	1,171	1,660	3,467	104,010
	2割負担	1,146	44	12	26	44	1,272	1,171	1,660	4,103	123,090
	3割負担	1,719	66	18	39	66	1,908	1,171	1,660	4,739	142,170
要介護2	1割負担	641	22	6	13	22	704	1,171	1,660	3,535	106,050
	2割負担	1,282	44	12	26	44	1,408	1,171	1,660	4,239	127,170
	3割負担	1,923	66	18	39	66	2,112	1,171	1,660	4,943	148,290
要介護3	1割負担	712	22	6	13	22	775	1,171	1,660	3,606	108,180
	2割負担	1,424	44	12	26	44	1,550	1,171	1,660	4,381	131,430
	3割負担	2,136	66	18	39	66	2,325	1,171	1,660	5,156	154,680
要介護4	1割負担	780	22	6	13	22	843	1,171	1,660	3,674	110,220
	2割負担	1,560	44	12	26	44	1,686	1,171	1,660	4,517	135,510
	3割負担	2,340	66	18	39	66	2,529	1,171	1,660	5,360	160,800
要介護5	1割負担	847	22	6	13	22	910	1,171	1,660	3,741	112,230
	2割負担	1,694	44	12	26	44	1,820	1,171	1,660	4,651	139,530
	3割負担	2,541	66	18	39	66	2,730	1,171	1,660	5,561	166,830

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ◎介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ◎療養食加算 療養食の提供を行った場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
- ◎安全対策体制加算 入所初日に限り20単位が加算されます。
- ◎看取り介護加算 (I) 死亡日45日前～31日前 72単位/日が加算されます。
 死亡日30日前～4日前 144単位/日が加算されます。
 死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
 死亡日 1280単位/日が加算されます。
 死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者など かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と 非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方